

政令第二百二十三号

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十三条、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条第一項第二号、第五十四条、第五十七条第一項及び第七十九条、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第八十四号）附則第十二条並びに株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第八条）

第二章 経過措置（第九条―第十二条）

附則

第一章 関係政令の整備

（食品衛生法施行令の一部改正）

第一条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二中「第五十条の二第一項第二号」を「第五十一条第一項第二号」に改め、同条第二号中「一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を除く。同条第一号」を「食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう。次条第一号」に、「喫茶店営業を」を「調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る。同条第二号において同じ。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を」に改め、同条第四号中「第五十条の二第一項第一号」を「第五十条第一項第一号」に改める。

第三十五条中「第五十一条」を「第五十四条」に改め、同条各号を次のように改める。

一 飲食店営業

二 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に

直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

三 食肉販売業(食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売を除く。)

四 魚介類販売業(店舗を設け、鮮魚介類(冷凍したものを含む。以下この号及び次号において同じ。)を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態販売するもの及び同号に該当するものを除く。)

五 魚介類競り売り営業(鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業をいう。)

六 集乳業(生乳を集荷し、これを保存する営業をいう。)

七 乳処理業(生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造(小分けを含む。以下この号において同じ。))をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品(飲料に限る。))若しくは清涼飲料水の製造をする営業をいう。)

八 特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。）

九 食肉処理業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第一項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）

十 食品の放射線照射業

十一 菓子製造業（菓子（パン及びあん類を含む。）を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）

十二 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）

十三 乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営

業をいう。)

十四 清涼飲料水製造業（生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

十五 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下この号において「食肉製品」という。）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業をいう。）

十六 水産製品製造業（魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下この号において「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）

十七 冰雪製造業

十八 液卵製造業（鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

十九 食用油脂製造業（マーガリン又はショートニング製造業を含む。）

二十 みそ又はしょうゆ製造業（みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主

原料とする食品を製造する営業をいう。)

二十一 酒類製造業(酒類の製造(小分けを含む。))をする営業をいう。)

二十二 豆腐製造業(豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業をいう。)

二十三 納豆製造業

二十四 麺類製造業(麺類を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。)

二十五 そうざい製造業(通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む。))、焼物(いため物を含む。))、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業をいい、第十五号、第十六号、第二十二号又は次号から第二十八号までに該当するものを除く。)

二十六 複合型そうざい製造業(前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業(法第五十一条第一項第二号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(以下この号において「重要工程管理」という。))を行う場合に限る

。第二十八号において同じ。）又は第十一号、第十六号（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。第二十八号において同じ。）若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品を製造する営業（重要工程管理を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）をいう。）

二十七 冷凍食品製造業（第二十五号に規定する営業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業をいい、次号に該当するものを除く。）

二十八 複合型冷凍食品製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業又は第十一号、第十六号若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業をいう。）

二十九 漬物製造業（漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）

三十 密封包装食品製造業（密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない

方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかでない食品であつて厚生労働省令で定めるものを除く。）を製造する営業

（前各号に該当するものを除く。）をいう。）

三十一 食品の小分け業（専ら第十一号、第十三号（固形物の製造に係る営業に限る。）、第十五号、第十六号、第十九号、第二十号又は第二十二号から第二十九号までに該当する営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。）

三十二 添加物製造業（法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

第三十五条の次に次の一条を加える。

（公衆衛生に与える影響が少ない営業）

第三十五条の二 法第五十七条第一項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 食品又は添加物の輸入をする営業

二 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）

三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業

四 器具又は容器包装（第一条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業

五 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

第三十六条中「第五十八条第二項（法第六十二条第一項）を「第六十三条第二項（法第六十八条第一項）」に改める。

第三十七条第一項中「第五十八条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条第二項中「第五十八条第三項（法第六十二条第一項）」を「第六十三条第三項（法第六十八条第一項）」に改める。

第三十八条中「第六十七条」を「第七十七条」に改める。

第三十九条の見出し中「第六十九条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同条中「第六十九条第一

項」を「第七十九条第一項」に、「第三十五条第一号、第二号、第十号、第十二号、第十四号及び第二十二号」を「第三十五条第一号から第四号まで」に改める。

第四十条中「第七十条第三項」を「第八十条第三項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第六十五条の二第二項」を「第七十二条第二項」に、「第六十八条」を「第七十八条」に改める。
(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の三十四及び第七百七十四条の四十九の十四第一項中「第五十一条」を「第五十四条」に改める。

(食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令の一部改正)

第三条 食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令(昭和二十三年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「第五十七条」を「第六十二条」に改め、本則第一号及び第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、本則第三号中「第五十二条第一項(法第六十二条第一項)」を「第五十五条第一

項（法第六十八条第一項）に改め、本則第四号中「第五十四条（法第六十二条第一項）を「第五十九条（法第六十八条第一項）に改め、本則第五号中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

（消費生活用製品安全法施行令の一部改正）

第四条 消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

第十一条第一号中「第五十四条」を「第五十九条」に改める。

（地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第五条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第六十六条」を「第七十六条」に、「第五十二条から第五十六条まで」を「第五十五条から第六十一条まで」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正)

第六条 株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成二十年政令第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営むもの又は同法第五十七条第一項の規定による届出をして営むもの

第二条第一号中「食肉卸売業又は氷雪卸売業」を「食肉の卸売又は氷雪の卸売に係る営業」に、「飲食店営業、喫茶店営業、食肉卸売業、氷雪卸売業」を「飲食店、喫茶店、食肉の卸売若しくは氷雪の卸売に係る営業」に改める。

(消費者庁組織令及び採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

一 消費者庁組織令(平成二十一年政令第二百十五号)第十二条第三号及び第四号並びに第十三条第一号

二 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）第一条第二項第八号

（厚生労働省組織令の一部改正）

第八条 厚生労働省組織令（平成二十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第十七号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

第五十八条第二号中「第五十条の二第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第二章 経過措置

（営業の許可に関する経過措置）

第九条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令（次条及び第十一条において「旧施行令」という。）第三十五条各号の営業に該当しない営業（第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令（次条及び第十一条において「新施行令」という。）第三十五条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者は、食品衛生法等の一部を改正する法律（次条及び第十二条において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第五十五条第一

項の規定にかかわらず、この政令の施行の日（次条及び第十一条において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、同項の許可を受けないで当該営業を行うことができるものとする。

（営業の届出に関する経過措置）

第十条 この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の食品衛生法（次条において「旧法」という。）第五十二条第一項の許可を受けて旧施行令第三十五条各号の営業（新施行令第三十五条各号の営業のいずれにも該当しない営業に限る。）を行っている者は、新法第五十七条第一項及び改正法附則第八条の規定にかかわらず、施行日に新法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（営業の許可の申請に関する経過措置）

第十一条 旧施行令第三十五条各号の営業を行おうとする者が、施行日前行った旧法第五十二条第一項の許可の申請であつて、この政令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、当該許可の申請に係る営業が新施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当する場合には同条各号の営業に係る新法第五十五条第一項の許可の申請とみなし、当該許可の申請に係る営業が新施行令第三十五条各号の営業のいずれにも該当しない場合には施行日に新法第五十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。

（食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の回収に関する経過措置）

第十二条 新法第五十八条第一項の規定は、改正法第二条の規定の施行の日以後に着手された同項に規定する食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の回収について適用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の食品衛生法（以下この条において「旧法」という。）第五十二条第一項の許可を受けて第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令（次項において「旧施行令」という。）第三十五条各号の営業（第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者は、当該許可に係る旧法第五十

二条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該営業を行うことができる。

2 この政令の施行の際現に旧法第五十二条第一項の許可を受けて旧施行令第三十五条第二十三号及び第二十四号の営業を同一の施設において行っている者又は同条第二十五号及び第二十六号の営業を同一の施設において行っている者は、前項の規定にかかわらず、当該者が行っている当該それぞれの営業の許可に係る旧法第五十二条第三項の有効期間が満了する日のうちいずれか遅い日までの間は、なお従前の例により当該それぞれの営業を行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第三百三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。